

平成 30 年 9 月
スポーツ庁参事官（地域振興担当）

官民連携による学校体育施設の有効活用等について（水泳プール関係）

- スポーツ基本計画の目標であるスポーツ参画人口の拡大を実現するためには、スポーツ施設全体の 6 割強を占める学校体育施設等の既存施設を有効活用すること、官民連携により施設の柔軟な管理運営、魅力や収益力の向上を図り、持続的なスポーツ環境の確保を図ることが重要です。
- 公立学校体育施設の活用にあたっては、施設の警備・清掃・保守、時間外一般開放の管理等、学校の教育活動に支障ない範囲であれば、業務委託や指定管理者制度により民間事業者等に管理を行わせることが可能です。
- 今回、別添のとおり、指定管理者制度等により学校の水泳プールを有効活用している事例、民間スイミングスクールとも連携し地域の水泳プール全体の効率的な活用に取り組んでいる事例を情報提供いたしますので、これらの資料も参考に、官民連携による学校体育施設の有効活用等を図っていただきますようお願いいたします。
また、今後とも、持続的なスポーツ環境の確保に資する参考事例の提供等を行ってまいりますので、情報収集等への御協力をお願いいたします。

〔別添：参考事例〕

- ① 小中学校プールの夏季開放時の管理・運営に指定管理者制度を活用（愛知県一宮市）
- ② 公園プールの機能を小学校プールに集約し、民間の運営により市民利用を実施（横浜市）
- ③ 老朽化した小学校プールを廃止し民間スイミングスクールや市営プールを活用（千葉県佐倉市）

【担当】

スポーツ庁参事官（地域振興担当）
施設企画係
TEL:03-6734-3773
FAX:03-6734-3790
E-mail:stiiki@mext.go.jp

事例① 小中学校プールの夏季開放時の管理・運営に指定管理者制度を活用

愛知県一宮市

概要	市内 1 3 か所の学校開放プールについて、通年開業施設（温水プール、テニス場、球技場）及び夏季開業施設（公園プール等 5 か所）と一括で、指定管理者である民間事業者が管理運営。
ポイント	● 学校開放プールの使用料は無料で個人利用のみ（予約申込不要、ただし学校行事として専用利用する場合あり） ● 学校開放プールに関する指定管理者の業務は、開場期間中のプールの使用許可（受付）、維持管理、清掃 等 ● 体制としては、通年開業施設である温水プールにスポーツ施設全体の総括責任者、副総括責任者を 1 名ずつ配置。各プールに管理責任者・監視員等を配置するとともに、管理責任者の管理のもと巡回指導員が各プールを巡回し、監視員を指導・監督。

対象施設 (H29年度)	学校開放プール 1 3 箇所 ※ 通年開業施設（温水プール、テニス場、球技場）及び夏季開業施設（公園プール等 5 か所）と 一括で管理・運営
指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日 （5年間）
開場日時	夏季休業日 午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで （正午から午後 1 時は休場）

対象学校開放プール一覧（H29年度）			
	学校名	施設内容	
1	南部中学校	25m×15m	（7コース）
2	北方中学校	25m×16m	（8コース）
3	大和中学校	25m×15m	（7コース）
4	奥中学校	25m×16m	（8コース）
5	萩原中学校	25m×16m	（8コース）
6	千秋中学校	25m×16m	（8コース）
7	葉栗小学校	25m×15m	（7コース）
8	西成小学校	25m×16m	（高学年用10.6m 6コース、低学年用5.4m）
9	丹陽小学校	25m×16m	（高学年用10.6m 6コース、低学年用5.4m）
10	浅井南小学校	25m×16m	（高学年用10.6m 6コース、低学年用5.4m）
11	今伊勢小学校	25m×16m	（高学年用10.6m 6コース、低学年用5.4m）
12	神山小学校	25m×16m	（高学年用10.6m 6コース、低学年用5.4m）
13	富士小学校	25m×16m	（高学年用10.6m 6コース、低学年用5.4m）

出典：一宮市ＨＰ等よりスポーツ庁作成

事例② 公園プールの機能を小学校プールに集約し、民間の運営により市民利用を実施

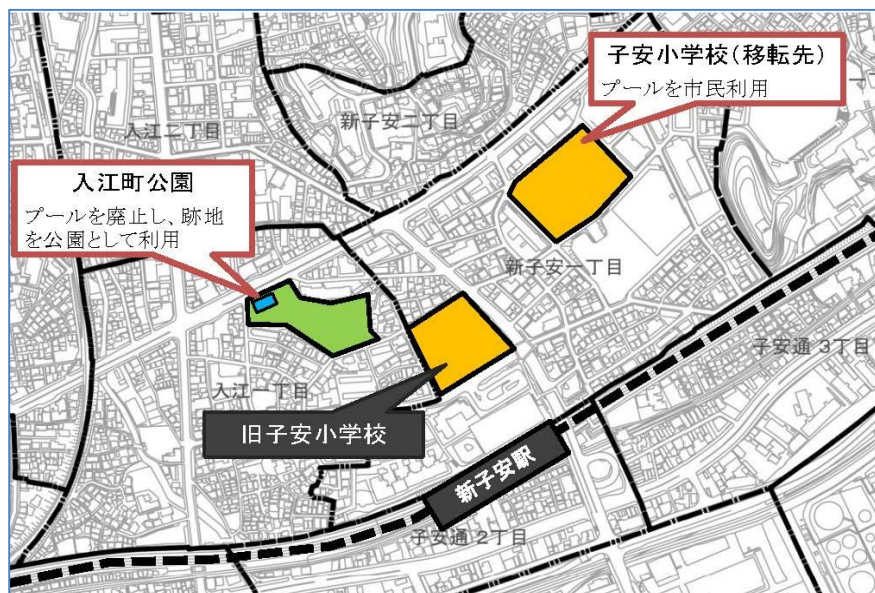
横浜市

概要

横浜市の「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針について」に基づく施設集約化の取組として、小学校の移転新築に合わせて近接する屋外公園プールを廃止し、民間の運営により学校プール（校舎屋上）で市民利用を実施。

ポイント

- 小学校の夏休み前後の土日祝日と、夏休みの間（学校の水泳教室等の時を除く）は、一般市民も屋外公園プールと同程度の時間帯・料金で利用可能に。
- 学校プールの運営（清掃・点検、水質管理、一般利用の受付・料金収受等）は民間事業者へ委託。
- 維持費を削減するとともに、将来にわたって地域のプール需要に対応。プール跡地は、夏季以外も利用可能に。
- 学校の安全対策と利便性向上のため、通常使う校門とは別にプール利用者専用出入口を設置。



施設の位置関係



学校屋上プールの全景

事例③ 老朽化した小学校プールを廃止し民間スイミングスクールや市営プールを活用

千葉県佐倉市

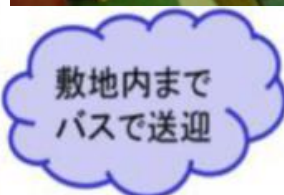
概要

学校プールの維持管理費を抑えるため、平成25年度から小学校1校でプールを廃止し、水泳の授業は民間スイミングスクールで実施（平成30年度時点で2校）

ポイント

- 水泳授業の民間委託（担当：教育委員会指導課）により、学校プールの維持管理コストを削減するとともに、安全管理面の教員負担も軽減。水温や水質、衛生面の環境も安定。
- 平成30年度には、残りの32校の学校プールおよび2か所の市民プールを対象に、再編・再整備を通じて施設量の適正化や施設ライフサイクルコストの削減を図り、民間活力の導入の検討及び実現可能性の検証を行い、財政健全化に資する再編事業モデルを立案する調査（担当：資産管理経営室）を実施予定。

<水泳事業の民間委託の様子>



<再編事業モデル立案調査の検討イメージ>

